

警報等の発表時における安全確保について(平成27年4月改訂版)

川越町教育委員会

警報等発表時における学校(園)の対応は、下記を基準とします。各学校(園)における対応についてはこの基準を踏まえ、幼児並びに児童生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとしてください。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、緊急地震速報、東海地震注意情報、東海地震予知情報(警戒宣言)、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」を言います。

1 暴風警報、東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)に対する対応

各学校(園)で、テレビ・ラジオ等の報道や町災害対策本部(総務課)等から出される情報を収集するとともに、校区周辺の状況、通学路の安全について点検をする。

なお、津波注意報、津波(大津波)警報発表時の対応については、町災害対策本部(総務課)、学校教育課の指示に従うこと。ただし、連絡手段が寸断される等の非常時はこの限りでない。

発表された場合		解除された場合	
時 刻	対 応	時 刻	対 応
7:00まで	自宅待機 (注1) 【津波(大津波)警報の場合】 避難は、町災害対策本部等公的 機関の指示に従うこと。	7:00まで	通常通り登校(園) (注2)(注3)
登校(園)後	学校(園)は状況を判断し、必 要な措置をとる (注4)	7:00を 経過	臨時休校(園)

***注1** 自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない幼児・児童生徒については、最寄りの知人等に保護をお願いするよう平素から当該保護者に依頼しておくこと。

***注2** 自宅待機中に警報が解除になった場合の留意点について

- ① 暴風警報解除の判断基準は気象庁発表の時刻とする。
(学校園が確認する時刻が後になっても、この時刻を基準とする。)
- ② 学校(園)別の臨時休校(園)や登校(園)時刻の変更など特別な対応がある場合は、学校(園)から連絡をする。また、災害状況等により特別な対応が必要な場合はあわせて、メール等で連絡を行う。

***注3** 登校(園)の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業(保育)が実施されるように努める。ただし、解除後も

災害が著しい等、登校(園)に危険が予想される場合は、学校(園)長の裁量で臨時休校(園)、登校(園)時間を遅らせる措置をとることができる。この場合は学校教育課に、その旨連絡をする。

*注4 学校(園)が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

(1) 暴風警報の場合

- ① 通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認する。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておく。
- ② 拠点的に通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全についての状況提供を求める。
- ③ 必要と判断される時は、教員が引率し、拠点まで保護者の出迎えを求めて引継の措置をとる。特に、幼児・小学校低学年児童等については配慮をする。
- ④ 帰宅しても保護者がいない幼児・児童については、保護者の出迎えのあるまで学校(園)で残留措置をとり保護する。なお、平素より保護者等の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておくこと。

※ 上記のような措置が事前にとれ、周辺の風雨の状況、災害の状況、通学路の状況で、安全を確認できた場合には、速やかに帰宅させる。ただし、安全確認ができない場合は学校(園)に残留させる。

(2) 東海地震注意情報または予知情報(警戒宣言)の場合

- ① 保護者の出迎えのあるまで学校(園)で残留措置をとり保護する。なお、平素より保護者等の出迎え体制を確立し、連絡方法を明らかにしておくこと。

2 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)、大津波警報、震度6弱以上の地震発生、(緊急地震速報)、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対応
7:00 (登校前) まで	臨時休校(園) ○ 登校(園)はせず、町災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる) (具体的には) ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(津波以外)
登校(園)後	学校(園)待機 ○ 幼児・児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校園内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる(ただちに命を守る行動をとる)。(注5)

※ 特別警報解除後(翌日以降)は、周囲の状況に注意して登校(園)を行うが、状況に応じて、校園長の裁量で臨時休校(園)の措置をとる。この場合は学校教育課にその旨連絡をする。

※ 登校(園)後に特別警報が解除された場合は、周囲の状況とその後の天候等の情報を収集し、通学(園)路の安全を十分確認の上、下校・降園措置をとる。

***注5** 幼児・児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校園内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる（ただちに命を守る行動をとる）際の留意点について

(1) 震度6弱以上の地震発生（緊急地震速報）、噴火警報の場合

① ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校（園）で待機をさせ、保護することを原則とする。その後、町災害対策本部（総務課）など、公的機関の指示に従う。なお、平素より保護者等の連絡方法を明らかにしておくこと。

* 気象庁からは「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっている。上記対応は震度6弱以上について該当するものとするが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとること。

(2) 津波(大津波)警報の場合

① 児童生徒を安全性の高い場所（校舎の3階など）に移動させ、安全を確保する。幼稚園については、川越町役場に避難させる。

② 町災害対策本部（総務課）から新しい指示がある場合は、学校教育課より「MCA無線」「電話」「イントラネット」等で、具体的な対応について連絡する。

③ 幼児及び児童生徒の下校・降園については、保護者の出迎えのあるまで学校（園）で残留措置を取り、保護することを原則とする。下校・降園させる際は、町災害対策本部（総務課）の情報をもとに、学校教育課と相談し、その安全性に十分な配慮をする。

(3) 登校(園)後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合

① 学校教育課が、町災害対策本部（総務課）と現状についての確認を行う。それらの情報及び対策を「MCA無線」「電話」「イントラネット」等で、各学校（園）に連絡をする。

② 下校・降園時間になり、幼児及び児童生徒を下校させる際は、上記「1（1）暴風警報の場合」に準じる。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、竜巻注意情報、雷注意報等(上記「1」「2」以外)の対応

それぞれの学校（園）の地域の状況を的確に把握し、校（園）長の裁量により上記に準拠して幼児並びに児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとする。この場合にも必ず、学校教育課との連絡、調整に努めるものとする。

また、各種注意報についても、校（園）長は情報を収集し、状況に即応して適切に措置すること。措置の結果を学校教育課に報告すること。

4 津波注意報が発表された場合の対応

学校教育課が、町災害対策本部（総務課）と現状についての確認を行う。それらの情報及び対策を「MCA無線」「電話」「イントラネット」等で、各学校（園）に連絡をするので、幼児ならびに児童生徒の安全を確保すること。

学校教育課 TEL 3 6 6 - 7 1 2 1 FAX 3 6 4 - 2 5 6 8

E-mail k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>